

能登町農業活性化協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当町における主食用米は、作付面積が全耕地面積の 60%を占めており、基幹的な作物として位置付けられる。しかしながら、今後とも主食用米の需要が減少することが予測されることから、主食用米とあわせ、他の作物の生産を推奨し、水田耕作の維持を図っていく必要性が年々高まってきている。

また農業者の高齢化が進展し、農家戸数が減少する中で不作付地が拡大してきており、耕作放棄地化する前に、担い手へ農地集積を進めるほか、高齢の農業者でも営農が可能な作物の導入など有効な水田活用策を実施し、農業者の耕作意欲の向上を図る必要がある。

2 作付ごとの取組方針

町内の約 1,560ha（不作付地を含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

（１）主食用米

売れる米作りの徹底によって米の主産地としての地位を確保する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

（２）非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転作作物の中心作物に位置づける。また、飼料用米の生産拡大にあたっては、国の産地交付金（追加配分を含む）を活用して多収性専用品種の導入を進めるとともに、低コスト生産に向けて団地化栽培の推進を図る。

イ WCS 用稲

町内の耕種農家と畜産農家との連携を進め、WCS 用稲の作付につなげる。

（３）大豆

排水対策の徹底など、基本技術を着実に励行していくことで、２年後においても、現行の排水良好水田での大豆の作付面積を維持する。

（４）そば、なたね

実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

(5) 産地戦略作物

産地戦略枠を活用して、戦略的に水田を活用した園芸作物等の産地化を目指すため、ねぎ、かぼちゃのほか、従来から地域特産物として産地化を図ってきた金糸瓜、山菜等を「産地戦略作物」と位置づけ、農協など関係団体と連携して重点的に生産の拡大を図る。

また、作付けに当たり、暗渠の設置などにより排水対策の徹底を図る。

(6) その他地域振興作物

産地戦略作物以外の作物についても、農業者の所得向上や、不作付地の発生防止の観点から、地域の特色や実情に合わせた生産を行い直売所等で販売することにより、生産の拡大を図る。

(7) 不作付地の解消

調整水田等不作付地について、「人・農地プラン」の策定・見直し時に集落で話し合いを進め、日本型直接支払制度や産地交付金等を活用しながら、野菜や景観形成作物の作付を進め、多面的機能の向上を図りながら、不作付地の解消に努める。

3 作物ごとの作付予定面積

作物（水田）	平成25年度の 作付面積（ha）	平成28年度の作付 予定面積（ha）	平成30年度の目標 作付面積（ha）
水 稲	964.6	940.7	937.0
主食用米	964.6	903.1	893.0
非主食用米		37.6	44.0
飼料用米		13.8	17.0
米粉用米			
WCS用稲		23.8	27.0
加工用米			
うち二毛作			
備蓄米			
輸出用米			
麦			
うち二毛作			
大麦			
うち二毛作			
小麦			
うち二毛作			
大豆	0.4	0.5	0.5
うち二毛作			
飼料作物	0.6	0.6	0.6
そば	4.9	5.0	5.0
うち二毛作			
なたね		0.1	0.1
産地戦略作物	6.3	6.7	7.1
ねぎ	0.2	0.1	0.1
かぼちゃ	3.1	3.4	3.8
ブロッコリー			
にんじん			
たまねぎ			
知事特認作物	3.0	3.2	3.2
野菜	1.5	1.5	1.5
雑穀（はとむぎ）			
その他（小豆）	1.5	1.7	1.7
その他地域振興作物	2.6	2.6	2.6
野菜	2.5	2.5	2.5
花き・花木			
果樹			
雑穀			
地力増進			
景観形成	0.1	0.1	0.1
その他			
水田計（作付延面積）			
うち二毛作面積			
（水田作付実面積）			
合 計（作付実面積）	979.4	956.2	952.9

※ ラウンドの関係で、合計、小計が内訳と一致しない場合がある。

4 平成28年度に向けた取組及び目標

取組 番号	対象作物	取 組	分類 ※	指標	平成25年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	28年度の 支援の有無
1	産地戦略作物	生産の拡大	ア	栽培面積	6.3 ha	6.7 ha	有
2	飼料用米	担い手への集積	イ	栽培面積	(作付無し) ha	10.0 ha	有
3	WCS用稲	担い手への集積	イ	栽培面積	(作付無し) ha	2.0 ha	有
4	飼料用米	新規作付の拡大	ア	栽培面積	(作付無し) ha	10.0 ha	有
5	WCS用稲	新規作付の拡大	ア	栽培面積	(作付無し) ha	2.0 ha	有

※「分類」

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い産品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

5 担い手育成・確保の考え方

1. 担い手の明確化と育成の将来方向

本町における担い手の考え方は、規模拡大を意欲的に進める農業生産法人（農事組合法人含む）、認定農業者、特定農業団体等の農業者とする。

認定農業者の育成については、今後予想される出し手農家の増加による農地の流動化を積極的に推進し、認定農業者の経営改善を支援するとともに、新たな認定農業者の育成を図っていく。

法人、認定農業者等の確保が難しい中山間地域等においては、集落営農の組織化を推進し、条件が整えば集落型経営体への移行を促す。

その際、認定農業者や農業法人との水田利用の調整に十分配慮するとともに、体制が整っている組織については農業法人化を誘導する。

2. 担い手の育成及び担い手への土地利用集積の目標

（１）担い手の育成について

① 担い手について

1. 5ha 以上の水稲作付農業者を本ビジョンにおける担い手として位置づけ、県・町・農協等関係機関と連携し認定農業者や集落のリーダーへと支援する。

② 認定農業者の育成

農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域のお他産業従事者と均衡する年間農業所得（主たる従事者 1 人あたり 3,000 千円程度）、及び年間労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800～2,000 時間程度）の水準を実現できる企業的经营体を育成し、また、これらの経営が町農業生産の相当分を担う農業構造の確立を目標とする。

このような、企業的经营体を目指す農業者を認定農業者として積極的に認定し、当該農業者の経営改善の取組を、関係機関・団体と連携して支援する。

このため、土地利用型農業については地域の実状に応じて、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の活用により、担い手への農地の集積、集約化を推進し、農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業経営体の育成を図る。

なお、これらの推進にあたっては、農業委員会、農協などの担当職員で構成する指導チームを設置し、農林総合事務所の協力を得て、農業経営改善計画の認定を受けた農業者、もしくは組織経営体または今後認定を受けようとする農業者、生産組織などを対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入などを含む生産方式や経営管理の合理化や経営改善方策などを指導する。

（２）認定農業者の育成目標

	現状（平成 27 年度）	目標（平 28 年度）
認定農業者	56	56

(3) 農業経営の法人化

家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。

特定農業団体等の生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから法人化を進める。

区 分	法人形態の経営体数 ※			
		うち認定 農業者(水稻)	うち特定 農業法人	うち認定農業数
現状(平成27年度)	18	12	3	3
目標(平成28年度)	18	12	3	3

※水稻以外を含む認定農業者

(4) 農地の集積について

農用地の利用集積を進めるためには、農地流動化が必要であり、そのためには農地の受委託が進むような、ほ場条件の改善が必要である。

このため、地域における話し合いを基本に地域の実情に応じて、農地中間管理事業等の積極的な活用や、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図る。担い手への農地の利用集積については、認定農業者については7ha以上、集落営農組織や特定農業団体等においては10ha以上を目標とする。

本ビジョンにおける担い手による集積ができるよう各種事業の活用や関係機関と連携し、推進する。利用集積を進めるにあたり、農地利用円滑化団体や農業委員会等の土地利用調整活動により、農地利用の分散化の解消や作付けの連担化を図る。

(5) 担い手リスト

支援対象の重点化及び明確化を図るため、担い手リスト作成し、順次更新を行う。